

日 月 送 受 號 番 先 議 合		欄 號 省 生 厚	
第	第	第	第
號	號	號	號
送	送	送	送
月	月	月	月
日	日	日	日

  

衛生統計に關する重要事項を調査 協議するにため衛生統計事務連絡 委員会を別に案小に設置致し 右裁を以て 追て決定後は部内之般に左案小に	大臣 次官	局長秘書課長	案起	判決
			昭和五年二月十七日	月 日
			受局課	合 校
			月 日	月 日
			月 日	月 日

甲乙ノ種別

初録 163 杜尾

228

合		議		先		番		號		受		送		日			
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第		
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號		
送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送		
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日		
73		通知		課長		衛生統計事務連絡協議会		設置の件		衛生統計に係する重要事項を調査		協議するたため有(公衆保健司)に標記		協議会が別紙規程を訂し設置		されたり通知する。	

衛生統計事務連絡協議會規程(案)

第一條 衛生統計に関する重要事項を調査協議するため、厚生

省に衛生統計事務連絡協議會(以下協議會と稱する)を

設置する。

第二條 協議會は、委員長及び委員若干名をもつてこれを組

織する。

特別の事項を協議するため必要があるときは臨時委員を

厚生省

置く事ができる。

第三條 委員長は、厚生次官をもつてこれにあてる。

委員及臨時委員は、厚生部内及び関係各廳の一、二級官

並びに學識経験ある者の中より、厚生大臣これを命じ

又は委嘱する。

第四條 委員長は會務を統轄する。

委員長事故があるときは、委員長の指名する委員その

職務を代理する。

第五條協議會に幹事若干名を置く。厚生部内及び関係各廳の

二級官の中より厚生大臣これを命じ又は委嘱する。

幹事は委員長の指揮をうけ庶務を整理する。

第六條協議會に書記若干名を置く。厚生部内及び関係各廳

の三級官の中より委員長これを命じ又は委嘱する。

厚生省

書記は上司の指揮をうけ庶務に従事する。

衛生統計事務連絡協議會會員名簿

委員長

厚生次官

伊藤謹二

委員

公衆保健局長

三木行治

醫務局長

東龍太郎

豫防局長

濱野規矩夫

保險局長

上山顯

大臣官房總務課長

米澤常道

內閣統計局長

川島孝彦

公衆衛生院長

古屋芳雄

傳染病研究所長

田宮猛雄

調査課長

飯島稔

保健課長

楠本正康

榮養課長

有本邦太郎

厚生省

醫務課長

久下勝次

藥務課長

神谷秀夫

製藥課長

慶松一郎

病院課長

重田定正

療養課長

加藤英市

豫防課長

金井進

防疫課長

石橋卯吉

檢疫課長

山口正義

保險課長

友納武人

國民保險課長

荒木和成

厚生事務官

牛丸義留

厚生技官

安倍雄吉

全

瀨木三雄

委員

厚生技官

齊藤俊保

同

全

横田年

同

全

館林宣夫

同

公衆衛生院

全

川上理一

同

人口問題研究所

全

館

同

日本醫藥團副參事

菱沼從尹

同

東京都立保健所長

吉岡博人

同

結核豫防會

榎弘

同

勞働科學研究所長

暉峻義等

同

醫學博士

渡邊定

同

生命保險中央會

川井三郎

同

日本醫師會勞務理事

藤田宗一

同

調査課長

飯島稔

同

厚生事務官

牛丸義留

同

厚生技官

安倍雄吉

同

日本醫藥團副參事

菱沼從尹

同

厚生事務官

倉永圓清

同

厚生技官

松尾繁

同

厚生技官

石原牧

同

書記

同

同

同

同

公保發第六〇號

昭和二十二年二月十七日

厚生省公衆保健局長



厚生大臣官房秘書課長 殿

衛生統計事務連絡協議會設置方依頼の件  
衛生統計に關する重要事項を調査協議するため當局に衛生統計事務連絡協議會を設置したので別紙参考案添付宜敷と御依頼する

裏面白紙